

水 質 指 導 業 務 の 概 要

1 指導対象事業場数と排水量

(1) 指導対象事業場数の推移

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定事業場 ^{※1}	1,100	1,097	1,093	1,082	1,076
水質汚濁防止法	1,100	1,097	1,093	1,082	1,076
ダイオキシン法 ^{※2}	3	4	4	4	3
非特定事業場 ^{※3}	571	543	538	539	540
合計	1,671	1,640	1,631	1,621	1,616

(各年度末における事業場数)

※1 特定事業場：水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二の施設を設置している工場・事業場

※2 ダイオキシン法：ダイオキシン類対策特別措置法

※3 非特定事業場：特定事業場以外の工場・事業場

(2) 業種別指導対象事業場数

処理区	創成川	伏古川	豊平川	厚別	新川	手稲	拓北	定山溪	茨戸	東部	合計
業種											
めっき業	1	1	0	0	0	6	0	0	0	0	8
病院	6	4	11	9	17	5	0	1	1	0	54
検査・研究業	12	6	17	13	29	7	2	0	2	6	94
表面処理業	0	1	1	1	0	9	0	0	3	0	15
印刷・製版業	0	3	2	4	3	12	0	0	0	0	24
写真現像業	1	1	2	3	3	1	0	0	0	0	11
食品製造業	3	11	26	14	21	23	0	0	8	1	107
飲食業	4	6	3	7	39	2	0	0	1	1	63
洗濯業	12	11	39	13	33	31	0	0	3	3	145
車両関係	89	75	173	163	149	191	3	3	79	31	956
旅館業	1	1	0	0	9	0	0	25	1	0	37
その他	4	7	16	12	18	32	0	2	10	1	102
合計	133	127	290	239	321	319	5	31	108	43	1,616

(3) 業種別指導対象事業場の年間排水量※

千 m^3 /年

処理区 業種	創成川	伏古川	豊平川	厚別	新川	手稲	拓北	定山溪	茨戸	東部	合計
めっき業	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	39.9	0.0	0.0	0.0	0.0	40.1
病院	314.9	197.4	436.7	388.7	763.1	205.0	0.0	25.4	11.0	0.0	2,342.2
検査・研究業	34.3	20.8	29.1	23.7	760.6	41.2	19.5	0.0	2.0	12.7	944.0
表面処理業	0.0	0.6	0.5	2.4	0.0	21.4	0.0	0.0	6.1	0.0	31.0
印刷・製版業	0.0	4.6	0.2	1.9	0.9	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3
写真現像業	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
食品製造業	23.8	459.6	639.4	1,246.1	525.5	531.1	0.0	0.0	336.7	144.2	3,906.4
飲食業	70.9	406.1	103.3	203.9	1,790.8	122.5	0.0	0.0	29.9	121.9	2,849.4
洗濯業	40.3	31.9	294.1	78.7	108.1	173.6	0.0	0.0	4.8	2.4	734.0
車両関係	117.9	101.9	229.4	277.0	215.1	234.0	6.0	0.1	94.5	51.9	1,327.6
旅館業	76.3	0.0	0.0	0.0	798.5	0.0	0.0	1,543.4	211.7	0.0	2,630.0
その他	3.6	124.1	48.8	123.4	268.2	735.5	0.3	1.2	52.1	44.2	1,401.5
合計	682.0	1,347.1	1,781.8	2,346.1	5,231.0	2,109.0	25.8	1,570.0	748.9	377.3	16,219.1

※ 年間排水量は、令和7年1月から令和7年12月までの排水量の集計値である。

※ 四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

2 指導対象事業場の監視・指導

(1) 重点監視事業場

ランク		対象	主な業種	監視計画 (回/年)			指導対象 事業場数
				水 質 検 査	立 入 検 査	報 告 徴 収	
重点 監視 事業 場	A	・ 有害物質（Cr、CN）を多量に使用する事業場 ・ Crめっき、Crめっき製版（循環使用除く） ・ 検査・研究業のうち、特に重要な監視が必要であると判断される事業場 ・ 有害物質を多量に扱う産業廃棄物処理業	めっき業 （電気めっき） 検査研究業 産業廃棄物処理業	定期 8	定期 1	月次 12	6
	B	・ 以下の条件（①～③）が全て当てはまる検査・研究業の事業場 ①有害物質を使用し、排出するおそれがある ②水質汚濁防止法施行規則第1条の2 第1～3号に該当する ③日排水量が1,000m³以上 ・ 日排水量500m³以上の食品製造業 ・ 食品製造業のうち除害施設のない特に監視の必要な事業場 ・ VOCを含有する洗濯物を取り扱う洗濯業 ・ 有害物質を扱う産業廃棄物処理業	食品製造業 検査研究業 洗濯業	定期 4	定期 1	月次 12	6
	C	・ 以下の条件（①～③）が全て当てはまる検査・研究業の事業場 ①有害物質を使用し、排出するおそれがある ②水質汚濁防止法施行規則第1条の2 第1～3号に該当 ③有害物質の使用状況の詳細な把握が困難 ・ Crめっき・表面処理業（めっきについては循環使用かつ下水道にCr含有排水が流れる可能性が高い事業場） ・ Znめっき・表面処理（鋼材、表面処理剤を大量に使用するもの） ・ 有害物質の使用量が少ない表面処理業 ・ VOCを使用し下水道への排出のおそれのある事業場（測定用STDのみの場合を除く） ・ 腐食製版を行う印刷製版業 ・ 日排水量50m³以上で以下のもの →食品製造業 →洗濯業 ・ 有害物質を扱うが、処理量が少ない産業廃棄物処理業 ・ 清掃工場	表面処理業 検査研究業 食品製造業 洗濯業 産業廃棄物処理業 清掃工場	定期 2	定期 1	月次 12	75
合 計							87

※ VOC（揮発性有機化合物）

(2) 一般監視事業場

ランク		対象	主な業種	監視計画 (回/年)			指導対象 事業場数
				水質 検査	立入 検査	報告 徴収	
一般監視事業場	D	・Crめっき（循環使用） ・Znめっき・表面処理（鋼材、表面処理剤を少量使用） ・酸アルカリ処理表面処理業 ・有害物質の使用量が極めて少ない表面処理業 ・印刷製版業で以下のもの →Crめっき製版（循環使用） →腐食製版（実行頻度が極めて低い） →VOC使用 ・日排水量50m³未満の洗濯業（有害物質を使用するドライクリーニング） ・以下の条件が全てあてはまる検査・研究業 ①有害物質を使用する(STDのみの場合も含む) ②水濁法施行規則第1条の2 第1～11、13号に該当又は準ずるもの ・整備面積が800m²以上の自動車整備工場 ・排水量が50m³以上の71号設置整備工場 ・VOC少量使用事業場	めっき業 表面処理業 検査研究業 印刷製版業 洗濯業（ドライクリーニング） 車両整備業	定期 1 ※1	定期 1 ※2	年次 1 又は 月次 12 ※3	83
	E 1	・表面処理業で以下のもの →有害物質不使用、石油系アルカリ洗浄剤使用 ・特定病院 ・検査事業場で以下のいずれかに当てはまるもの ①水濁法施行規則第1条の2第2号に該当又は準ずる ②細菌検査に係る業務のみ行う ③Dランク以上に当てはまらないもの ・写真現像業 ・印刷製版業で以下のもの →自現機、PS版のみ、印刷機にのみVOC使用 ・Dランク以外の71号設置車両整備業（ガソリンスタンドを含む） ・pH規制の生コンクリート製造業 ・VOCを使用するが排出の可能性が極めて低い事業場	表面処理業 検査研究業 特定病院 写真現像業 生コンクリート製造業 車両整備業 ガソリンスタンド等	随時	随時	年次 1	624
	E 2	・A～E 1 ランク以外で届出がある事業場 ・日排水量50m³未満の食品製造関係特定事業場 ・日排水量50m³未満のVOC不使用洗濯業 ・VOC使用コインランドリー ・油水分離槽を設置する車両関係非特定事業場（ガソリンスタンドを含む） ・除害施設を設置する非特定病院	食品製造業 洗濯業 車両整備業 非特定病院 飲食業 旅館業	随時	随時	随時	822
合 計							1, 529

※1 Dランクの水質検査：テトラクロエチレン等を使用するドライクリーニングについて実施する。

※2 Dランクの立入検査：検査研究業、印刷製版業、車両整備業及びドライクリーニングについては1～3年に1回立入検査を行う。

※3 Dランクの報告徴収：作業面積800m²以上の車両整備業については月次報告書の提出を、それ以外のDランク事業場については年次報告書の提出を求めている。

3 事業場排水の監視・指導実施状況

事業場排水に対する水質規制は、別表－1 排水基準表のとおり。

(1) 水質検査件数及び改善指導状況

水質検査区分	実施数	違反数	改善指導		実施対象
定期	213	17	注意	17	指導ランク A～C
			勧告	0	
改善	6		警告	0	
			改善命令	0	
			合計	17	
調査	1	—	—		—
参考	5	—	—		—
合計	225	—	—		—

※ 定期：排水の水質を確認するため、年数回定期的に行う。

改善：違反事業場に対し、改善を確認するために行う。

調査：幹線等の監視、実態調査など、調査を目的に行う。

参考：改善状況の確認など上記に区分されない検査をいう。

(2) 立入検査件数

区分	実施数	実施対象
立入検査	166	
定期	166	指導ランク A～C の事業場 D～E の一部の事業場
改善指導	0	
随時	0	
しゅん工検査	82	
調査	15	
苦情	0	
その他	0	
合計	263	

※ 定期立入検査：届出内容、操業状況及び除害施設の運転状況等の確認のため、年1回または3年に1回立入を行う。

改善指導立入検査：違反事業場に対し、改善状況を把握し改善指導を行う目的で立入を行う。

随時立入検査：Eランク事業場に対し、概ね5年ごとに実施する。

しゅん工検査：特定施設、除害施設の設置・変更等の工事が完了した時点で行う。

調査：指導対象事業場の営業状況確認や水量調査など、調査目的に対応するために行う。

苦情：苦情に基づいて立入を行う。

その他：届出に関する事前指導など上記に区分されない立入をいう。

(3) 報告徴収状況

	延報告対象数	延報告数	報告率(%)
月次報告	1,215	1,109	91.3
年次報告	692	506	73.1
臨時報告	113	105	92.9
その他	41	40	97.6

月次報告：指導ランク A～C 及び D の一部(整備面積 800m²以上の車両整備業)の事業場に対し、水質検査結果を含めた水質管理状況等について毎月報告を求めるもの。

年次報告：指導ランク D (整備面積 800m²以上の車両整備業を除く)及び E 1 の事業場に対し、水質管理状況等について年 1 回前年度 1 年間分の報告を求めるもの。

臨時報告：随時指導対象の E ランク事業場に対し、届出事項及び施設の維持管理状況等の確認を目的とする報告を求めるもの。

その他：10 条ただし書き、制限行為許可事業場に対して許可条件に基づく報告を求めるもの。

4 特定施設、除害施設関連の届出件数

届出内容			件数
特定施設			363
	内 訳	設置届	77
		使用届	0
		構造変更届	23
		使用廃止届	55
		氏名変更届	159
		承継届	49
除害施設			14
	内 訳	設置届	13
		改築・増築届	1
合計			377

5 調査及びその他指導

調査名	目的	内容・結果	備考
Eランク事業場 に対する 随時指導	Eランク事業場に対して、報告徴収や聞き取り調査などを実施し、必要に応じて届出指導を行う。	令和7年度実績 「消防署」に分類される51事業場、及び「飲食」に分類される62事業場	

別表－１ 排水基準表

対象物質・項目		基準		特定事業場			非特定事業場	
				1,000m ³ /日 以上	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
					1,000m ³ /日 未満			
健康項目 (有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/L 以下					
	シアン化合物	1	mg/L 以下					
	有機りん化合物	1	mg/L 以下					
	鉛及びその化合物	0.1	mg/L 以下					
	六価クロム化合物	0.2	mg/L 以下					
	ひ素及びその化合物	0.1	mg/L 以下					
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/L 以下					
	アルキル水銀化合物	検出されないこと						
	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003	mg/L 以下					
	トリクロロエチレン	0.1	mg/L 以下					
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L 以下					
	ジクロロメタン	0.2	mg/L 以下					
	四塩化炭素	0.02	mg/L 以下					
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L 以下					
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L 以下					
	1,1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L 以下					
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L 以下					
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L 以下					
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L 以下					
	チウラム	0.06	mg/L 以下					
	シマジン	0.03	mg/L 以下					
	チオベンカルブ	0.2	mg/L 以下					
	ベンゼン	0.1	mg/L 以下					
	セレン及びその化合物	0.1	mg/L 以下					
	ほう素及びその化合物	10	mg/L 以下					
	ふっ素及びその化合物	8	mg/L 以下					
	1,4-ジオキサン	0.5	mg/L 以下					
	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L 以下					
生活環境項目等	フェノール類	5	mg/L 以下					
	銅及びその化合物	3	mg/L 以下					
	亜鉛及びその化合物	2	mg/L 以下					
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10	mg/L 以下					
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10	mg/L 以下					
	総クロム及びその化合物	2	mg/L 以下					
	生物化学的酸素要求量 (B O D)	600	mg/L 未満					
	浮遊物質 (S S)	600	mg/L 未満					
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類	30	mg/L 以下				
		鉱油類	5	mg/L 以下				
	水素イオン濃度 (p H)	5を超え9未満						
	よう素消費量	220	mg/L 未満					
	温度	45℃未満						

(備考)

- ☐ 排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがある。この規制の対象となるのは法令に定められている特定の施設を設置している工場・事業場に限られる。
- ☐ 排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることはないが、必要な措置が命じられ、これに従わないと処罰されることがある。この規制の対象となるのはすべての工場・事業場である。ただし、規制項目のうちダイオキシン類については工場・事業場の立地区域によって規制の対象となる場合とされない場合がある。
- ☐ 規制の適用を受けない。